

介護予防ケアマネジメント及び短期集中型サービスの見直しに関する よくある質問

● ケアマネジメントBの簡略化

問 ケアマネジメントBについて、見直し後も利用者との契約は必要ですか。

答 見直し後のケアマネジメントBにおいても、ケアマネジメントの提供に係る利用者との契約は必要となります。

問 「利用者への説明・同意」について、利用者の署名が必要ですか。

答 利用者の署名は必要としません。

問 「利用者への説明・同意」について、アセスメントシートは利用者に渡さなければいけませんか。

答 利用者にアセスメントシートを渡す必要はありません(渡していただいても差し支えありません。)。

問 アセスメントシートの記載例について、「できること」・「強み」も記載するというのは、ケアマネジメントBに限った取扱いですか。

答 介護予防支援やケアマネジメントAの場合も、同様の考え方となります。特に、見直し後のケアマネジメントBではケアプランの作成が不要となるため、意識していただきたいと考えています。なお、これらは現行の介護予防ケアマネジメントマニュアルには記載されていない内容であるため、令和8年3月下旬までにマニュアルを改訂する予定です。

問 ケアマネジメントBのケアマネジメント費について、利用開始後、2か月目、3か月目も請求できますか。

答 定期的な活動状況の把握を行っていただければ、請求可能です。

問 居宅介護支援事業所に委託する場合、現在、ケアプランを確認し、コメントを記入していますが、この度の見直しに伴い、取扱いはどうなりますか。

答 見直し後は、ケアプランが不要となるためコメントの記入は必要ありません。地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の間で、電話等により支援方針等を共有してください。

問 担当件数に関する変更について、居宅介護支援事業所に委託している場合は算入されますか。

答 居宅介護支援事業所への委託分かどうかに関わらず、ケアマネジメントBは地域包括支援センターの評価に関わる担当件数に算入しません。

なお、居宅介護支援事業所における担当件数については、この度の見直しに伴う変更はありません（いわゆる遞減性に関する変更はありません。）。

問 利用者の目標について、これまででは、サービス担当者会議で目標のすり合わせをすること多かったのですが、見直し後は、地域包括支援センター等と利用者の間で目標が定まった状態で、短期集中型サービス実施事業者につながることになりますか。

答 一概には言えませんが、見直し後のケアマネジメントBでは、アセスメントシートの「本人の思いや希望」などの情報を、地域包括支援センター等とサービス事業者の間で確実に共有した上で、適切なサービス利用につなげていただくことが重要だと考えています。

問 現在、短期集中型サービスのみを利用している方について、令和8年4月以降のモニタリングや評価は必要ですか。

答 既にケアプランを作成し、サービスを利用している方に対しては、これまでどおりのモニタリングや評価が必要となります。

問 利用者にケアプランを渡さないことになるため、利用者のモチベーション維持が不安です。見直しをした結果どうだったか、意見集約を行う場は予定していますか。

答 「利用者が目標を目で見て確認できるものがあった方が良い」との意見については、この度の見直しに当たり特に検討した項目の一つです。地域包括支援センターとの意見交換会等も踏まえ、事務が煩雑になることを避ける観点から、新たな帳票の導入は見送りました。

現時点において来年度に意見集約を行う場を開催することは予定していませんが、皆様にとってより活用しやすい仕組みにすることも重要だと考えていますので、今後の活用状況をみながら、前向きに検討したいと思います。

● 短期集中予防支援加算

問 短期集中型サービスは、1クール目、2クール目と利用することが可能ですが、短期集中予防支援加算は、1クール目も2クール目も算定できますか。

答 2クール目は算定できません。

● 卒業に関するケアマネジメントの算定要件の緩和

問 令和8年4月以降に介護保険サービスの利用を終了した方に対して、卒業に関するケアマネジメントを実施する場合、取組継続の確認期間は1か月以上でよいですか。

答 1か月以上で算定可能です。

問 畑仕事や農作業であっても、令和8年4月以降は、卒業に関するケアマネジメントにおける「自主的な介護予防の取組」として取り扱うことができますか。

答 畑仕事や農作業であっても、以下の①～③の項目全てに該当する場合は、自主的な介護予防の取組として取り扱います。

- ① 認知機能や運動機能の維持改善に資する取組であること
- ② 他者（家族以外の人）と交流があること
- ③ おおむね週1回以上取り組んでいること

● 卒業加算

問 短期集中型サービスの第2クールを利用した場合でも、卒業加算を算定できますか。

答 第1クールのみの利用か、第2クールまでの利用かに関わらず、利用後に卒業に関するケアマネジメントが実施された場合は、卒業加算を算定可能です。

問 同一利用者に対して、複数回、卒業加算を算定できますか。

答 卒業加算の算定要件である「卒業に関するケアマネジメント」は、1年以内に再度実施することができません。このため、卒業加算も同様に、1年以内に再度算定することはできません。1年後以降に「卒業に関するケアマネジメント」が実施された場合には、再度、卒業加算が算定可能となります。

問 他の介護保険サービスと併用していた場合、卒業加算を算定できますか。

答 他の介護保険サービスと併用していた場合でも、短期集中型サービスと同時にサービス利用を終了し、卒業に関するケアマネジメントが実施された場合は、短期集中型サービスにおいて卒業加算を算定可能です。

なお、短期集中型サービス終了後も介護保険サービスを利用した場合は、算定できません。

問 短期集中型サービスを併用した場合、例えば、短期集中予防支援訪問サービスと短期集中運動型デイサービスを併用した場合、それぞれのサービスにおいて卒業加算を算定できますか。

答 同時にサービスを終了し卒業に関するケアマネジメントが実施された場合は、どちらのサービスにおいても卒業加算は算定可能です。

なお、サービスの終了期間が異なる場合、卒業に関するケアマネジメントは全てのサービスが終了した後に実施されるため、終了時期が早いサービスについては、卒業加算は算定できません。

問 卒業加算の算定が見込まれていた方について、卒業に関するケアマネジメントにおける自主的な介護予防の取組が1か月間継続しなかった場合、卒業加算は算定できないことになりますが、地域包括支援センターからサービス事業者に連絡はありますか。

答 地域包括支援センターとサービス事業者の間で連携をとりながら、サービス卒業後の利用者の状況について共有を図っていただきたいと思います。

問 圏域内に短期集中運動型デイサービスの事業所がないため、デイサービスを短期間利用し、卒業に向けて取り組むケースが多いです。このような場合は、この度創設された「卒業加算」の対象となりませんか。

答 卒業加算は、短期集中型サービスにおける制度であるため、デイサービス等その他のサービスを利用された場合には、対象となりません。

短期集中型サービスの実施事業所が少ないなど、短期集中型サービスに関するその他の課題に対しては、別途、対応を検討していきたいと思います。

● その他

問 自立支援に資する介護予防ケアマネジメントに関する研修会を開催する予定があるのですが、本日の説明資料を引用してもよいですか。

答 問題ありません。

問 介護予防支援やケアマネジメントAを実施してサービス利用している方について、令和8年4月以降に、短期集中型サービスを追加する場合、ケアプランの軽微な変更ではなく、ケアマネジメントの一連の流れが必ず必要となりますか。

答 介護予防支援やケアマネジメントAのプロセスは、この度の見直しによる変更はありません。御質問の場合、サービスの追加になるため、一連が必要となります。